

長崎市農業委員会 令和6年8月総会 議事録

1 日 時 令和6年8月28日(水) 14:00 開会
15:15 閉会

2 会 場 長崎市役所 7階大会議室(長崎市魚の町4番1号)

3 役 員 会長 平尾 政博
会長職務代理者 山口 眞佐栄

4 出席農業委員(17名)

井川 義英	池田 憲二	岩永 一也	岩本 隆	植田 正和
上川 満治	永岡亜也子	野中 麻美	平尾 政博	増田 茂
松尾 隆治	峰 忠幸	森保 欣也	森山 安男	柳川 八百秀
山口 眞佐栄	山崎 実男			

5 欠席農業委員(2名)

尾崎 正孝 柴原 恵

6 出席推進委員(21名)

浦川 英敏	川添 孝則	城戸 利美	田中 幹生	鶴田 安明
中村 数昭	中山 辰也	野口 洋太郎	野本 英世	濱口 敏夫
濱口 雅洋	本田 雅博	松浦 行信	松本 貞幸	松本 守
三浦 信男	宮崎 好徳	村田美津枝	森内 悟己	山口 憲昭
山下 和孝				

7 欠席推進委員(3名)

今村 秀喜 久保 正 野口 弘人

8 出席職員

【農委事務局】 萩原事務局長、木場事務長 茶屋本農政管理係長 木下農地係長
浦上主事

9 資 料 別添資料のとおり

○事務長 定刻となりましたので、ただ今から令和6年8月農業委員会総会を開会いたします。本日の付議事項に係る議案につきましては、お手元に配付させていただいております。それでは、議事進行につきましては、長崎市農業委員会会議規則第4条に基づき、平尾会長をお願いいたします。

○議長 みなさん、こんにちは。本日は、大変お忙しい中、8月の農業委員会総会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。それでは、委員定足数の報告を事務局からお願いいたします。

○事務長 本日の総会につきましては、農業委員の出席は17名であり、在任委員の過半数が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び長崎市農業委員会会議規則第6条により、総会は成立しておりますことをご報告いたします。なお、推進委員の出席は、21名です。報告は以上です。

○議長 それでは、議案の審議に入る前に、議事録署名人を私の方から指名させていただきます。松尾隆治委員と峰忠幸委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○松尾委員・峰委員（承諾）

○議長 ありがとうございます。それでは、総会を進めさせていただきます。なお、会議が円滑に進行しますように皆様方のご協力をお願いいたします。本日は、付議事項が7件ございます。まず初めに、第1号議案「長崎市農業振興計画審議会委員の推薦について」、議案の説明をお願いいたします。

○農政管理係長 それでは第1号議案「長崎農業振興計画審議会委員の推薦について」ご説明させていただきます。左上に①と書かれました議案書の1ページをご覧ください。

長崎市農業振興計画審議会は、長崎市の農業振興計画に関する重要事項の調査審議を行う機関として設置され、現在15名の委員により構成されております。この審議会の現委員の任期が、令和6年10月31日をもって満了となることから、新たな委員の選任について、農業委員会から1名の委員を推薦するよう、長崎市長から依頼がっております。

2ページをご覧ください。市長からの依頼文書になります。当該審議会では、令和3年度に長崎市が策定した第二次長崎市農業振興計画・前期計画の推進・進行管理及び検証を行うとともに、現在の計画が令和7年度で終期を迎えることから、次期計画の策定も進めることとなります。また、今回の依頼にあたり、女性登用への配慮について併せてお願いがっております。

資料下段に記載のとおり、委員の任期は令和6年11月1日から令和8年10月31日までの2年間となっております。会議は年2回程度予定されております。

6ページをご覧ください。現在の委員名簿になります。長崎市農業委員会からは、村田美

津枝推進委員に令和4年から1期務めていただいているところです。なお、長崎市附属機関の設置等に関する基準では、委員の在任できる期間は、原則として3期又は6年以内とされております。これらのことを踏まえ、今回長崎市農業委員会から誰を推薦するかについてご審議いただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

また、ご審議いただくにあたり、立候補者や推薦する委員がいらっしゃらない場合は、先日開催した運営委員会において、村田推進委員を引き続き推薦してはどうかという意見がっておりますので、その点も踏まえてご審議いただければと思います。

なお3ページから5ページに長崎市農業振興計画審議会規則を、7ページから10ページに第二次長崎市農業振興計画のダイジェスト版を掲載しておりますので、ご参照ください。説明は以上でございます

○議長 ありがとうございます。ただ今、第1号議案について説明がございましたが、この件について何かご意見、ご質問、当該審議会委員に立候補される方はいらっしゃいませんか。立候補される方がいらっしゃらなければ、事務局から報告がありましたとおり、村田推進委員を推薦しようと思っておりますがいかがでしょうか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、皆様方にお諮りいたします。第1号議案について、村田美津枝推進委員を推薦することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第1号議案につきましては、村田美津枝推進委員を推薦することに決定いたします。村田推進委員、よろしくお願いいたします。

続きまして、第2号議案「長崎農業振興地域整備計画の変更に伴う意見の聴取について」議案の説明と、現地調査の報告をお願いします。

○農政管理係長 それでは、第2号議案長崎農業振興地域整備計画の変更に伴う意見の聴取について、ご説明いたします。議案書の11ページをご覧ください。長崎農業振興地域整備計画の変更に関して、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、長崎市長から農業委員会に意見を求められているもので、今回除外の申請3件と、長崎市長からの職権による除外の申し出1件がっております。

まず、第2号議案1番について、ご説明いたします。議案書12ページをご覧ください。申請者は、〇〇〇の〇〇さん。目的は、農作業に伴う休憩所として使用する倉庫及び隣接する申請者の住宅の駐車場用地として使用することによる農用地区域の除外申請となっております。土地の所在地は、申請者の母〇〇さんが所有する、川原町の農地1筆506㎡です。変更理由ですが、申請地の周辺農地を耕作する申請者の母が高齢化により作業終了後

の休憩室等を必要としており、また申請地に隣接する申請者の住宅の駐車場も手狭になっていることから、新たに倉庫及び駐車場の整備を行うためです。申請地の位置図についてはスクリーンをご覧ください。航空写真です。〇〇の〇側に位置しております。次が農用地区域の表示図です。次が拡大した表示図です。青い矢印で示した斜線箇所が申請地です。次が計画平面図です。次が現地の写真です。次が反対側からの写真です。現地調査につきましては、8月8日に森保農業委員及び山口憲昭推進委員にお願いしております。本議案についての意見は、現地調査を行っていただきました山口憲昭推進委員より報告をお願いします。

○山口推進委員 現地調査についてご報告いたします。申請地は農用地区域の周辺部に位置し、現在遊休地であり、申請者の住居、既存側溝及び公衆用道路に隣接しています。農地として活用する見込みもなく、申請地に駐車場の整備や倉庫の建設を行っても、農用地の分断、用途の混在などを招くおそれはなく、農用地等への影響はないと判断され、今後の農業経営面や生活面から見た計画は適当であると判断されます。また、被害防除計画も適当と思われることから、農用地区域からの除外はやむを得ないと考えられます。報告は以上です。

○農政管理係長 次に、第2号議案2番についてご説明いたします。議案書13ページをご覧ください。除外申出者は長崎市長で、目的は職権による農用地区域の除外となっております。土地の所在地は、第2号議案1番の申請地に隣接する、長崎市所有の川原町の公衆用道路1筆447㎡及び、平成9年に農地転用をしてすでに住宅が建っている、〇〇さん所有の川原町の宅地1筆434㎡です。変更理由ですが、本件は、行政側の誤認により区域に編入していたものであり、現況、非農地及び今後も農用地として利用する計画がないため、農業振興地域の整備に関する法律第10条第3項各号のいずれにも該当しない土地として農用地区域から除外すべきであるため、除外しようとするものです。申請地の位置図についてはスクリーンをご覧ください。農用地区域の表示図です。次が拡大した表示図です。第2号議案1番の申請地に隣接する、青い線で囲んだ2か所になります。次が現地の写真です。次が反対側からの写真です。次が宅地の前から続く、公衆用道路の写真です。現地調査につきましては、8月8日に森保農業委員及び山口憲昭推進委員にお願いしております。本議案についての意見は、現地調査を行っていただきました山口憲昭推進委員より報告をお願いします。

○山口推進委員 現地調査についてご報告いたします。申請地は市有地の公衆用道路及び平成9年に農地転用を申請してすでに住宅が建っている土地ですが、平成25年7月に長崎市が農業振興地域計画の全体見直しを行った際に、地図の誤認により農用地区域に編入されていたものであるため、農用地区域からの除外については妥当であると思われれます。報告は以上です。

○農政管理係長 次に、第2号議案3番についてご説明いたします。議案書14ページをご覧ください。本件の申請者は、〇〇〇の〇〇さんです。目的は、農家の分家住宅を建設するための農用地区域の除外申請となっております。土地の所在地は、〇〇さんが所有する現川町の農地1筆の一部、75㎡です。変更理由ですが、申請者の長女家族の現住居が手狭になったことから、実家が耕作している農地に近く、農作業等の手伝いに便利な当該申請地に分家住宅を建設するための用地として利用するものです。申請地の位置図についてはスクリーンをご覧ください。航空写真です。〇〇の〇側に位置しております。次が農用地区域の表示図です。次が拡大した表示図です。次が計画平面図です。次が現地の写真です。黄色で囲んだ1筆の一部、赤枠部分が申請地です。現地調査につきましては、8月13日に池田農業委員及び野口洋太郎推進委員にお願いしております。本議案についての意見は、現地調査を行っていただきました野口洋太郎推進委員より報告をお願いします。

○野口推進委員 現地調査についてご報告いたします。申請地は、農用地区域の周辺部に位置し、北側及び東側は里道と隣接している農地です。本件申請は、実家が耕作している農地に近い当該申請地を、農家の分家住宅用地として利用するためのものであり、農作業等の手伝いに便利であることから、今後の農業経営面や生活面から見た計画は適当であると判断されます。

また、隣接地への影響の有無、経費等の検討を行ったうえでの申請となっており、被害防除計画も適当と思われることから、農用地区域からの除外はやむを得ないと考えられます。報告は以上です。

○農政管理係長 最後に、第2号議案4番についてご説明いたします。議案書15ページをご覧ください。本件の申請者は、〇〇〇の有限会社〇〇です。目的は、新たに資材置き場及び駐車場の整備を行おうとするための農用地区域の除外申請となっております。土地の所在地は、〇〇〇の〇〇さんが所有する戸石町の農地1筆の1,127㎡です。変更理由ですが、申請者は建築工事や土木工事を行っている会社ですが、現在申請者が確保している資材置き場・駐車場が手狭になっていることから、新たに資材置き場及び駐車場の整備を行おうするためです。申請地の位置図についてはスクリーンをご覧ください。航空写真です。〇〇の〇側に位置しております。次が農用地区域の表示図です。次が拡大した表示図です。次が計画平面図です。次が現地の写真です。次が申請地の奥から入口に向けての写真です。次が市道に面した部分の写真です。現地調査につきましては、8月13日に尾崎農業委員及び本田雅博推進委員にお願いしております。本議案についての意見は、現地調査を行っていただきました本田雅博推進委員より報告をお願いします。

○本田推進委員 現地調査についてご報告いたします。本件の申請地は、農用地区域の周辺部に位置し、東側は側溝と市道に囲まれ、南側はブロック積みの擁壁で仕切られ、北西側は山林等に囲まれている農地です。現況は遊休地であり、かつ隣接地も山林化が進行しているため、農地として活用する見込みがなく、当該地に資材置き場や駐車場の整備を行

っても、農用地の分断、用途の混在などを招くおそれはなく、農用地等への影響はないと判断されます。さらに、本件は近隣住民や隣接地への影響の有無、経費等の検討を行ったうえでの申請となっており、被害防除計画も適当と思われることから、農用地区域からの除外はやむを得ないと考えられます。報告は以上です。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第2号議案についての説明と現地調査の報告がございましたが、この件について、何かご意見・ご質問などはございませんか。

○森山委員 1番の写真を出してもらえますか。写真を見たところ、コンクリート舗装がしてあるようですが、これは農地として今まで使用されてたんですかね。駐車場かなにかだったんですか。勝手に転用されているようですが、その辺どうなんでしょうか。現地調査されているかと思うんですけど、遊休農地ということで報告されていますが、コンクリート舗装で遊休農地ということはないと思うんですが、どうなんでしょうか。

○農地係長 今回除外の目的が、この後転用許可をするための除外になるんですけれども、この場所につきましてはすでに今、違反転用状態になっていますので、除外後に違反転用部分の追認の転用許可申請をとって、今回変更内容に上がっていました、休憩所の許可申請をとるという二段構えになります。

○森山委員 分かりました。

○議長 他にございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、皆様方にお諮りいたします。第2号議案について、異議なしとすることに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第2号議案につきましては、異議なしとすることに決定いたします。続きまして、第3号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは第3号議案1番についてご説明いたします。議案書の16ページをご覧ください。本件は、亡〇〇さんの遺言により、現川町の農地1筆103㎡について、〇〇の〇〇さんが遺贈を受け、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の

○側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数は4人で590日ということで要件を満たしております。現地調査につきましては、野口洋太郎推進委員より報告をお願いします。

○野口推進委員 現地調査についてご報告いたします。8月13日に、私と池田農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は遺贈により農地を取得するもので、利用については露地野菜の栽培を予定しています。また、第6号の地域との調和要件につきましては、特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして第3号議案2番についてご説明いたします。本件は、〇〇〇の〇〇さんほか1名が所有する、上浦町の農地1筆307㎡について、〇〇〇の〇〇さんが売買により取得し所有権移転を行うための、許可申請がなされたものでございます。申請理由としましては、譲渡人が農業経営規模縮小のためであり、譲受人が農業経営規模拡大のためでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数は1人で300日ということで要件を満たしております。現地調査につきましては、森内悟己推進委員より報告をお願いします。

○森内推進委員 現地調査についてご報告いたします。8月9日に私と植田委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は普通畑で露地野菜の栽培を予定しています。第6号の地域との調和要件につきましては、特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第3号議案についての説明と現地調査の報告がございましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第3号議案について、当委員会において許可することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第3号議案について、当委員会において許可すること

に決定いたします。続きまして、第4号議案「農地法第5条第1項の規定による転用許可後の変更承認申請について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは、第4号議案1番についてご説明いたします。議案書の17ページをご覧ください。本件は、〇〇株式会社が長崎県発注の河川改修工事に伴う工事用道路及び土砂仮置場として利用する目的で一時転用がなされていたものですが、今回、工法等の変更により契約工期が令和6年9月30日から令和6年12月20日まで延長されることに伴い、一時転用期間についても延長を行うもので、申請期間は第1回変更の令和6年9月30日から令和6年12月20日に変更を行うものでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が利用計画図でございます。赤で囲んだ部分が申請地の高浜町〇番〇の農地で、緑で着色している部分が工事用道路、青で着色している部分が土砂仮置場として、一時転用を行っている部分になります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、三浦信男推進委員より報告をお願いします。

○三浦推進委員 現地調査についてご報告いたします。8月13日に、私と事務局とで現地確認を行いました。申請地は河川工事に伴う土砂仮置場等として一時転用の申請がなされていたものですが、工事期間の延長に伴い一時転用期間を延長するものです。現地は被害防除計画のとおり表土上に鉄板を設置し、土砂の流出を防ぐなど適切な対応がなされており、期間延長については特に問題ないことを確認しました。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第4号議案についての説明と現地調査の報告がございましたが、この件について何かご意見、ご質問はございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第4号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第4号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定いたします。続きまして、第5号議案「農地法第5条第1項の規定による転用許可申請について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは第5号議案1番についてご説明いたします。議案書の18ページをご覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する琴海戸根原町の農地1筆について、〇〇〇の〇〇さんが道路として使用する目的で申請が出されたものでございます。また、

本件は平成15年に拡幅工事が行われ、既に道路として利用しており、追認許可申請となっております。なお、申請書受付前に県に確認した結果、追認許可相当との判断がなされております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。当該地は、農用地区域外の農地で甲種農地、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない、第2種農地に該当するものと判断されます。次が現況配置図でございます。平成15年に、車両の通行を可能とするため、赤道を拡幅して道路が建設されたものです。雨水排水については、自然流下となり、汚水・生活雑排水は発生しません。次が現地の写真です。現地調査につきましては、田中幹生推進委員より報告をお願いします。

○田中推進委員 現地調査についてご報告いたします。8月19日に、私と平尾農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は平成15年頃から道路として使用していますが、これまで何ら問題もなく、隣接する農地もないことから、転用については特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上です。

○農地係長 続きまして、第5号議案2番と3番につきましては、転用目的が同一でありますので、併せてご説明いたします。2番は、〇〇〇の〇〇さんが所有する西海町の農地2筆について、3番は〇〇〇の〇〇さんが所有する西海町の農地1筆について、〇〇〇の〇〇さんが賃貸用社屋を建設する目的で申請が出されたものでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。当該地は、市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共用施設若しくは公益的施設が連たんしている区域内の、第3種農地に該当するものと判断されます。赤で着色しております、2番の西海町〇番及び〇番は父親の〇〇さんから贈与を受ける農地、3番の西海町〇番〇は〇〇さんから使用貸借する農地になります。また青で着色しております、西海町〇番〇、〇番〇の雑種地及び〇番〇の原野を併用地として利用します。次が平面図でございます。310㎡の木造平屋建ての賃貸用社屋及び34台分の駐車場を整備する計画となっております。雨水排水につきましては道路側溝に放流し、汚水・生活雑排水は公共下水に放流します。次が現地の写真です。現地調査につきましては、川添孝則推進委員より報告をお願いします。

○川添推進委員 現地調査についてご報告いたします。8月19日に私と森山農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は賃貸用社屋及び34台分の駐車場を整備する計画ですが、周囲は宅地化が進んでいるほか、隣接の農地への日照や通風を考慮し、建物の高さを抑えるなど被害防除計画も適切であり、転用については特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございました。ただ今、第5号議案についての説明と現地調査の報告

がございましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第5号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第5号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定いたします。

続きまして、第6号議案「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定による農用地利用集積計画の作成について」ですが、2番については私の、4番から7番については〇〇委員の同居の家族が案件の対象となっておりますので、他の議案と分けて審議いたします。

それではまず、1番と3番の議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは、第6号議案1番についてご説明いたします。議案書の19ページをご覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する琴海戸根町の農地2筆2,089㎡について、長崎県農業振興公社が20年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今説明いたしました農地2筆2,089㎡について、20年間の賃貸借により、〇〇〇の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は20,999㎡となり、利用につきましては果樹の栽培を予定しております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、濱口雅洋推進委員より報告をお願いします。

○濱口推進委員 現地調査についてご報告いたします。8月19日に、私と森山委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は利用権の新規設定を行うもので、利用については果樹の栽培を予定しています。現地の状況につきましては特に問題ないことを確認しております。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして第6号議案3番についてご説明いたします。議案書の20ページをご覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する琴海形上町の農地2筆2,397㎡について、長崎県農業振興公社が5年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今説明いたしました農地2筆2,397㎡について、5年間の賃貸借により、〇〇〇の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は22,841㎡となり、利用につきましては水稻を予定しております。申請

地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。こちらが琴海形上町〇番〇の写真。次が琴海形上町〇番〇の写真になります。現地調査につきましては、8月19日に久保正推進委員立会いのもと、現地を確認し、特に問題ないとの意見をいただいております。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第6号議案1番と3番についての説明と現地調査の報告がございましたが、何かご意見・ご質問などございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、皆様にお諮りいたします。第6号議案1番と3番について、計画相当と認めることに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第6号議案1番と3番について、計画相当と認めることに決定いたします。

引き続き、第6号議案2番の審議を行いますので、議長を山口眞佐栄会長職務代理者と交代して、私は一旦退席させていただきます。

○議長 会長に代わりまして、議長を務めさせていただきます。それでは2番の議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 続きまして第6号議案2番についてご説明いたします。議案書は19ページをご覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する琴海戸根町の農地2筆2,918㎡について、長崎県農業振興公社が20年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今説明いたしました農地2筆2,918㎡について、20年間の賃貸借により、〇〇〇の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は10,577㎡となり、利用につきましてはイチゴの栽培を予定しております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、濱口雅洋推進委員より報告をお願いします。

○濱口推進委員 現地調査についてご報告いたします。8月19日に、私と森山委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は利用権の新規設定を行うもので、利用についてはイチゴの栽培を予定しています。現地の状況につきましては、特に問題ないことを確認しております。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第6号議案2番についての説明と現地調査の報告がございましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、皆様にお諮りいたします。第6号議案2番について、計画相当と認めることに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第6号議案2番について、計画相当と認めることに決定いたします。

引き続き、第6号議案4番から7番について審議いたしますので、会長の復席を認め、○○委員は一時退席をお願いします。議長は会長に交代いたします。

○議長 それでは引き続き、第6号議案4番から7番についての議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは、第6号議案4番から7番につきましては、借受人が同一でありますので併せてご説明いたします。議案書の20ページをご覧ください。

4番は、○○○の○○さんが所有する琴海形上町の農地1筆648㎡について、長崎県農業振興公社が5年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今説明いたしました農地1筆648㎡について、5年間の賃貸借により、○○○の株式会社○○へ利用権の設定を行うものでございます。

続きまして議案書21ページをご覧ください。5番は○○○の○○さんが所有する琴海形上町の農地2筆4,392㎡について、長崎県農業振興公社が5年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今説明いたしました農地2筆4,392㎡について、5年間の賃貸借により、○○○の株式会社○○へ利用権の設定を行うものでございます。

続きまして6番は、○○○の○○さんが所有する琴海形上町の農地2筆1,835㎡について、長崎県農業振興公社が5年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今説明いたしました農地2筆1,835㎡について、5年間の賃貸借により、○○○の株式会社○○へ利用権の設定を行うものでございます。

続きまして議案書22ページをご覧ください。7番は○○○の○○さんが所有する琴海形上町の農地1筆1,349㎡について、長崎県農業振興公社が5年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今説明いたしました農地1筆1,349㎡について、5年間の賃貸借により、○○○の株式会社○○へ利用権

の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は8,224㎡となり、利用につきましては水稻を予定しております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。こちらが4番の琴海形上町〇番〇の写真。次が5番の琴海形上町〇番と〇番の写真。次が6番の琴海形上町〇番〇と〇番〇の写真。最後が7番の琴海形上町〇番の写真になります。現地調査につきましては8月19日に久保正推進委員立会いのもと現地を確認し、特に問題ないとの意見をいただいております。説明は以上でございます。

〇議長 ありがとうございます。ただ今、第6号議案4番から7番について、議案の説明と現地調査の報告がございましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

〇議長 ないようでしたら、皆様にお諮りいたします。第6号議案4番から7番について、計画相当と認めることに決定してよろしいでしょうか。

〇委員全員 異議なし

〇議長 ありがとうございます。第6号議案4番から7番について、計画相当と認めることに決定いたします。

それでは〇〇委員の復席を認めます。

続きまして、第7号議案「非農地の判断について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

〇農地係長 それでは第7号議案1番の非農地判断の年次計画案件についてご説明いたします。議案書は23ページから27ページにかけて掲載しております。それでは、議案書27ページをご覧ください。27ページの表の下の方に集計をしておりますが、対象地は為石町の371筆195,188㎡でございます。調査対象範囲につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。対象地の為石町は長崎市南総合事務所の南東に位置しています。次が為石町の全体の航空写真になります。次が拡大したのものになります。拡大した写真が5枚ほどございます。次が現地の写真です。現地の写真が6枚ほどございます。現地の立会いは、令和6年7月8日に森保欣也農業委員及び山口憲昭推進委員にお願いしております。なお、補足となりますが、全件とも農地法及び農業経営基盤強化促進法による権利の設定等はないものでございます。

続きまして、第7号議案2番からの個別案件についてご説明いたします。議案書の28ページをご覧ください。28ページの表の下の方に集計をしておりますが、申出件数が3件、合計筆数が5筆、合計面積で820㎡について、非農地通知申出が提出されております。2番は〇〇〇の〇〇さんが所有する、浜平二丁目の農地1筆で、面積は359㎡でございます。

申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、浦川英敏推進委員より報告をお願いします。

○浦川推進委員 現地調査についてご報告いたします。8月9日に、私と岩本農業委員、事務局とで現地の確認を行いました。申請地は森林化しており、農地への復元が困難な状況でありました。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして3番は〇〇〇の〇〇さんが所有する、神浦下大中尾町の農地2筆で、面積は297㎡でございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、岩永一也委員より報告をお願いします。

○岩永委員 現地調査についてご報告いたします。8月9日に、私と事務局とで現地確認を行いました。申請地は森林化しており、農地への復元が困難な状況でした。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして4番は〇〇〇の〇〇さんが所有する、相川町の農地2筆で、面積は164㎡でございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、宮崎好徳推進委員より報告をお願いします。

○宮崎推進委員 現地調査についてご報告いたします。8月13日に、私と井川農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は森林化しており、農地への復元が困難な状況でした。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第7号議案についての説明と現地調査の報告がありましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様方にお諮りいたします。第7号議案について、原案のとおり承認することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第7号議案について、原案のとおり承認することに決定いたします。

それでは引き続き、報告事項に入ります。報告事項 1「事務局長専決事項の報告について」事務局から報告をお願いします。

○農地係長 それでは、報告事項 1「事務局長専決事項の報告について」ご報告いたします。報告事項の資料の 1 ページをご覧ください。農地法第 4 条第 1 項第 7 号の市街化区域内の転用の届出が、2 件提出されました。続きまして、2 ページをご覧ください。農地法第 5 条第 1 項第 6 号の市街化区域内での権利の移動が伴う転用の届出が、4 件提出されました。合計 6 件提出され、すべて事務局長専決処分といたしました。以上で報告を終わります。

○議長 ありがとうございます。続きまして、報告事項 2「長崎県農業会議常設審議委員会について」私の方から報告いたします。会議は、8 月 9 日に開催されました。資料は、3 ページと 4 ページになります。農地法第 4 条及び第 5 条転用許可申請諮問案件につきましては、今月は当委員会からの諮問案件はありませんでした。諮問案件の件数等につきましては、資料をご確認ください。報告は以上です。

続きまして、その他の事項に入ります。その他の事項 1「全国農業新聞の定期購読目標の達成状況について」及びその他の事項 2「農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録の提出について」、事務局から説明をお願いいたします。

○農政管理係長 それでは、その他の事項 1「全国農業新聞の定期購読目標の達成状況について」ご説明させていただきます。左上に③と記載した、その他の事項の資料 1 ページをご覧ください。現在の購読部数は先月の報告以降、新規申込み及び中止の申し出もあっておりませんので、現購読部数は 106 部となっております。目標達成に向けてご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

次に、その他の事項 2「農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録の提出について」説明いたします。資料の 2 ページ及び 3 ページに令和 6 年度上半期の活動記録集計表を掲載しております。ご確認ください、ご自身の把握している活動日数と相違がある場合は、事務局までご連絡ください。その他の事項 1 及び 2 についての説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。この件について、皆さんからご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、その他に皆様方から何かご意見・ご質問・ご報告等ございませんか。

○森内推進委員 参考としてお尋ねしたいんですけども、8 月は農地転用の違反防止強

化月間ということで、パトロールを実施したところでありますけれども、先ほども2号議案でありましたけれども、追認許可を出せばおとがめなしということだったですね。違反したということであれば厳しい罰則があって、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金ですね、法人については1億円以下の罰金という規定が設けられております。どの時点でこれが適用されるのかどうか、それをお尋ねしたいと思います。また、そういった事例が過去にあったかどうかですね。

○農地係長 適用については、はっきりこの時点でという決まりはないと思いますが、口頭の指導から始まって、その後文書での指導、原状回復命令等手続きを踏んで、それでもどうしてもという場合には、そういった罰金等かかることがあると思いますが、現実的にはそこまでいく事例はほとんどないと思います。

○議長 他に皆様から何かございませんか。

○城戸推進委員 農地利用状況調査についてよかですか。この冊子を見るときに、相続人代表と代表相続人という書き方があるとですが、同じ意味なのかということと、調査する中で、いろいろ近頃ね、よく相談がくつとですたい。どがんすればよかとかとかね。遺産相続の問題になるかと思うんですけど、この表でそういう相続人代表及び代表相続人というところは相続してないと、しかしながら固定資産の課税はかかるとするという判断でよかですかね。

○農地係長 その通りでございます。相続が終わってなくて、課税をしてる人が代表相続人誰々で、記載の仕方がまちまちで、代表相続人何々と記載をしてる部分もあれば、その反対の記載もあるということで、意味合的には同じで、今課税をしている人がその人ということになります。

○城戸推進委員 そしたら、資産税課の課税というのは、誰かを家族で決めて、代表相続人になつとですか。

○農地係長 まず、資産税課の方からどなたか代表になってくださいという文書を出します。それで返事があれば、誰々を代表相続人にしますということで、その方を代表相続人にするんですけれども、課税は相続人全員にかかることになってですね、あくまで、納付書の送付を代表相続人にするということであって、代表相続人以外も納税義務はあるということになります。

○城戸推進委員 要するに、早めに相続登記をした方がよかということをお伝えの方がよかですね。

○農地係長 そうですね。相続登記は法でも決まりましたし、早めにやったほうがいいかと思えます。

○議長 他にございませんか。

○森山委員 農地パトロールの報告をいたします。琴海地区では農業委員、最適化推進委員で違反転用防止月間に合わせて農地パトロールを行った。今回は全員乗り合わせての琴海地区すべてを見て回る予定でしたが、コロナも増加傾向であるため、やむなく担当地区内を各自パトロールしました。各地区、悪質な転用はなかったものの、小規模な基盤整備か農地改良か疑わしいところも見受けられました。耕作放棄地はだんだんと増えているように思います。特に果樹園が顕著なようです。残土処理も違反転用にならないか心配するところです。以上報告します。

○議長 ありがとうございます。他にございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、最後にその他の事項3「令和6年9月、10月の行事予定について」事務局から説明をお願いいたします。

○農政管理係長 — 行事予定について説明 —

○議長 ありがとうございます。それでは、これで8月の農業委員会総会を終了させていただきます。長時間ご苦労さまでした。